

公設施設（介護サービス提供施設）の今後の在り方について（依頼）

本市におきましては、これまで民間によるサービス供給を基本としつつ、必要に応じて公設施設の整備（平成4年度から20年度にかけて開設）も行うなど、介護サービス提供体制の充実に取り組んでまいりました。本市が公設で整備した特別養護老人ホームや老人デイサービスセンター等の施設については、指定管理者制度により、民間の社会福祉法人に運営いただき、良質で安定したサービスを御提供いただいております。

介護保険制度創設当時36施設であった特別養護老人ホームについては、99施設に増加し、入所の必要性の高い重度の方は、概ね1年以内に入所いただけるようになるとともに、当時67施設だったデイサービスは423施設に増加し、平成30年度からはサービス供給量がすでに確保できている地域においては、新たなデイサービスの開設を抑制する取組を開始するまでになっています。

制度創設の20年前と比べ、介護サービスのニーズは多様化しており、地域によっても事情は異なります。こうした中、公設の特養やデイサービスの指定管理者からは、施設定員やサービス種別など、地域ニーズを踏まえたより柔軟な対応が可能となるよう、要望などをお聞きしているところです。

こうした状況を踏まえ、介護保険事業計画ワーキンググループにおいて、「公設施設（介護サービス提供施設）の今後の在り方」についての検討を依頼いたします。

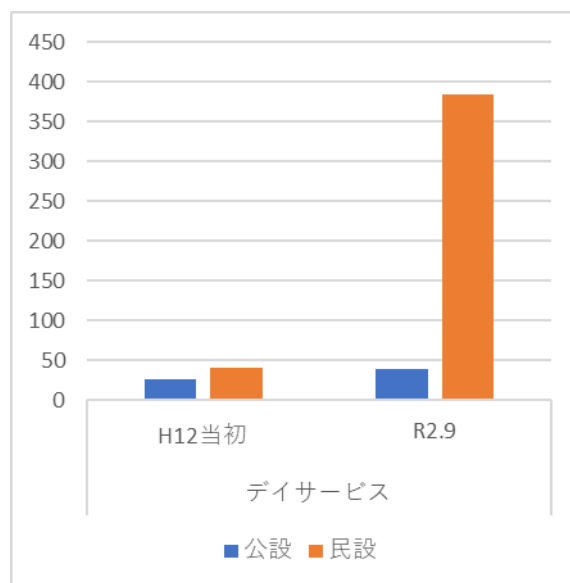
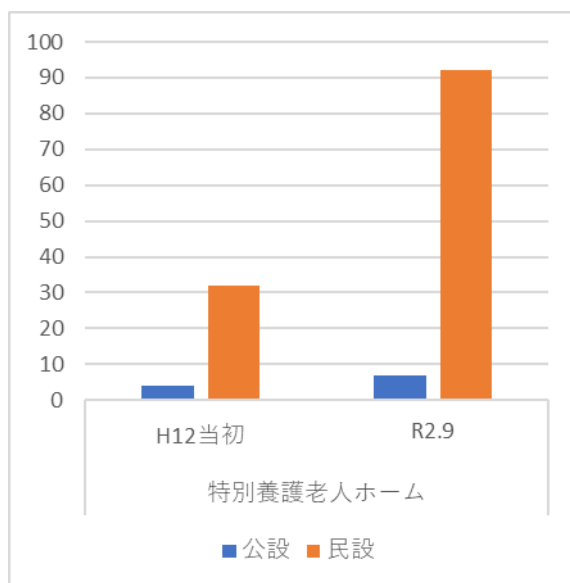
【参考】

1 公設施設の概要（設置時期・施設種別）

	設置時期	
	介護保険制度創設前 (～H11)	介護保険制度創設後 (H12～)
特別養護老人ホーム	4	3
老人短期入所施設	2	1
老人デイサービスセンター	21	9

2 介護サービス提供施設数の変化

		介護保険制度創設時 (H12 当初)		R2.9
特別養護老人ホーム	公設	4	➡	7
	民設	32		92
デ イ サ ー ビ ス	公設	27		39
	民設	40		384



3 論点

介護保険制度創設から20年以上を経過し、この間、介護サービス提供施設を取り巻く環境も大きく変化している。公設施設においては、設置当初から同じ種別の介護サービスを提供しているが、制度改正や地域ニーズ等の変化によりの確に対応していけるような工夫が必要ではないか。